

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2023年6月29日

都道府県知事  
(市長) 三日月 大造 殿

提出者

住 所 滋賀県犬上郡豊郷町安食西1番地

氏 名 アキレス株式会社 滋賀第二工場  
代表者 滋賀総務部長 宮本 治

電話番号 0749-35-3311

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	アキレス株式会社 滋賀第二工場
事業場の所在地	滋賀県犬上郡豊郷町安食西1番地
計画期間	2023年4月1日～2024年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	(18)プラスチック製品製造業
②事業の規模	出荷額 9,934百万円
③従業員数	129名(2023年6月1日現在)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙【産業廃棄物の一連の処理工程】の通り

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

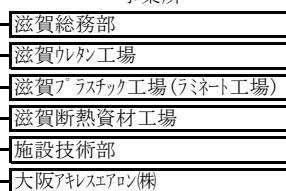
(管理体制図)

環境管理責任者

滋賀管轄環境管理責任者

事務局

事業所



事業所長

環境管理者

環境管理責任者  
事業所長  
環境管理者

: 事業所毎の環境管理者を掌握し、環境管理システムの確立および実行、維持の管理者  
: 担当事業所の環境管理システム実行の責任者  
: 各事業所内の環境管理システムの実行推進、維持の責任者

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】																	
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	廃アルカリ	木屑	廃油	廃溶剤	汚泥	鉄屑	管理型混合									
	排出量	1,294.2 t	68.4t	20.7t	7.6t	0t	33.7t	1.2 t	9.3t									
	総合計 1,435.1 t																	
(これまでに実施した取組)																		
発生抑制・工程不良及び製品不良等の削減に努めた。 • 発生抑制を考慮した製造方法及び設備改善を検討した。 再生利用・廃プラスチック類の販売ルートを開拓し、削減に努めた。																		
②計画	【目標】																	
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	廃アルカリ	木屑	廃油	廃溶剤	汚泥	鉄屑	管理型混合									
	排出量	1,287 t	68t	21t	8t	0t	34t	1 t	9t									
	総合計 1,428 t																	
(今後実施する予定の取組)																		
発生抑制・工程不良及び製品不良等を削減する。 • 発生抑制を考慮した製造方法及び設備改善を検討する。 再生利用・廃プラスチック類の継続的な販売を確立する。																		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	• 分別徹底による再資源化	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	• 分別徹底による再資源化	

(第3面)

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

(第4面)

(第5面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

## 産業廃棄物の一連の処理工程

